

2019年6月18日

## 消防法に基づく危険物の最大貯蔵容量変更の管理不備について

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第二原子力発電所

### 1. 不適合の概要（発生状況）

2019年5月、構内危険物倉庫\*<sup>1</sup>内において危険物の保管状況を確認していたところ、第三石油類\*<sup>2</sup>として管理すべき冷凍機油\*<sup>3</sup>を第四石油類\*<sup>4</sup>として管理している可能性があることがわかりました。当該冷凍機油の製造元へ確認した結果、冷凍機油は第三石油類であることがわかりました。

消防法では、貯蔵または取り扱う危険物の品名および最大貯蔵容量等を届け出ることを求められております。このため、当該冷凍機油を第三石油類として正しく管理すると当社が富岡消防署に届け出ている第三石油類の最大貯蔵容量を超過していることが6月17日に判明しました。

### 2. 対応状況

消防法第11条の四\*<sup>5</sup>に基づき、最大貯蔵量の変更届出について、6月18日に、富岡消防署に届け出し、同日、受理されました。

なお、第四石油類については、最大貯蔵量以内で管理しております。  
また、同様の届け出漏れがないことは確認しております。

### 3. 安全性、外部への影響

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以上

#### ○添付資料

福島第二原子力発電所 現場概略図

#### \*1 危険物倉庫

主に発電所内で発生した廃油（潤滑油等）を保管している倉庫。

#### \*2 第三石油類

1気圧において引火点が70℃以上200℃未満の引火性液体を指します。

**\*3 冷凍機油**

冷凍空調機器において冷媒を圧縮するためのコンプレッサーの潤滑をする潤滑油。

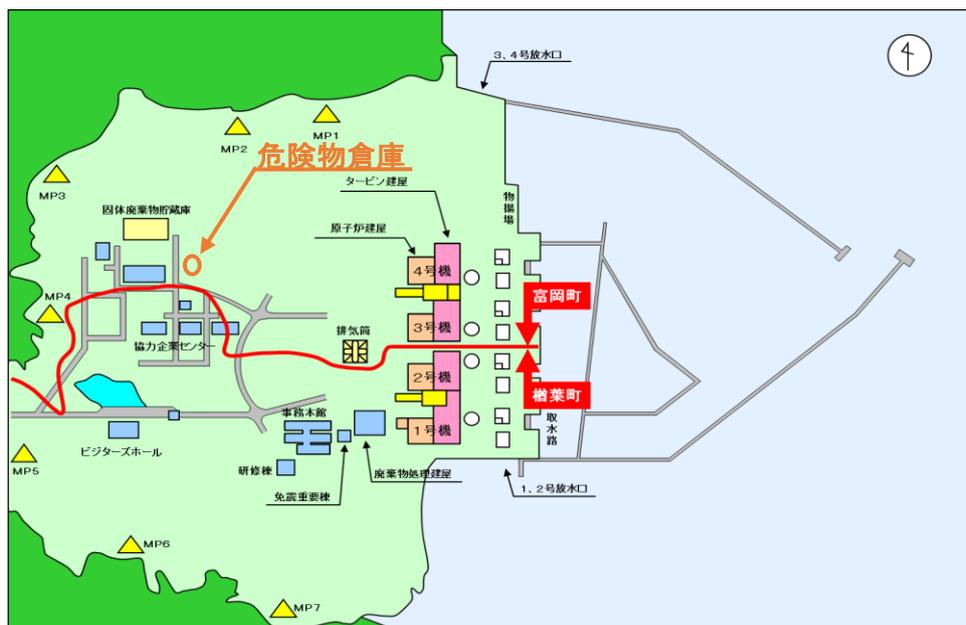
**\*4 第四石油類**

1 気圧において引火点が 200℃以上 250℃未満の引火性液体を指します。

**\*5 消防法第 11 条の四**

製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数（当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値（品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和）をいう。）を変更しようとする者は、変更しようとする日の十日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

## 福島第二原子力発電所 現場概略図



### <危険物倉庫内の保管状況>

